

無許可貯蔵 アカシ!



指定数量以上の危険物を無許可で貯蔵し取り扱う行為は
重大な **法令違反** です!!



1年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金
法人の場合は3,000万円以下の罰金刑が課せられます
違反した危険物取扱者は免状返納命令の対象となります

ちょっとぐらいなら・・・その行為が危険です!!

ちょっとぐらい数量を超えても… ちょっとの間ならここに置いておいても…
(指定数量以上の保管) (無許可の場所など)



危険物管理チェックシート



指定数量以上の危険物を貯蔵・取り扱う施設では以下のことを守る必要があります。

危険物の許可（届出）品名、数量、倍数を適正に管理していますか？

- ・許可（届出）品名、数量、倍数を超えて貯蔵していませんか？
- ・許可（届出）品名以外のものを貯蔵していませんか？
- ・現時点での貯蔵内容・貯蔵量を適切に把握していますか？

施設の整理清掃、危険物以外の物品を貯蔵していませんか？

- ・不必要な物品が放置されていませんか？
- ・貯留設備、排水溝等の清掃を行っていますか？
- ・届出をせずに危険物以外の物品を貯蔵していませんか？

危険物保安監督者、危険物取扱者は適正な業務を遂行していますか？

- ・作業時は有資格者（危険物取扱者）が立ち会っていますか？
- ・有資格者（危険物取扱者）は作業者に対して必要な指示を与えていますか？
- ・有資格者（危険物取扱者）は保安講習を受講していますか？



- 貯蔵・取り扱う危険物が指定数量以上になる場合は許可申請が必要です！
- 指定数量未満でも規制がかかる場合がありますので、危険物を貯蔵・取り扱う際はご相談ください。

【危険物・石油コンビナート関係】申請・届出用紙（様式）のダウンロード

<https://www.city.osaka.lg.jp/shobo/page/0000170084.html>



お問い合わせ先

大阪市此花消防署

TEL : 06-6461-0119